

## 「こども110番」実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、子ども等へのつきまといや声かけ等の不安に対して、通学路周辺の民家等の住民が協力して、避難してきた子どもを保護する等の措置を講ずるもので、子ども等を対象とした様々な事件の未然防止を図ることを目的とする。

(H28.12.1一部改正：文言の整理，R2.8.1一部改正：文言の整理)

### (実施主体等)

第2条 この事業の実施主体等は、次のとおりとする。

- (1) 実施主体 藤沢市防犯連合協議会（藤沢防犯協議会及び藤沢北防犯協議会）
- (2) 協力及び支援 藤沢警察署，藤沢北警察署及び藤沢市教育委員会
- (3) 協力，支援及び事務局 藤沢市（防犯交通安全課）

(H25.4.1一部改正：組織変更，R2.8.1一部改正：文言の整理)

### (掲出表示板)

第3条 協力いただける民家等（以下「表示板掲出者」という。）は、別紙「こども110番」の図をアクリル板又はシール等で表示したもの（以下「表示板」という。）を掲出するものとする。ただし、既にこの事業と同様な事業を実施している地域については、当分の間、従前の実施方法による対応も可能とする。

(H28.12.1一部改正：文言の整理)

### (掲出者)

第4条 こども110番の表示板掲出者については、それぞれの地区防犯協会が学校、自治会、PTA及び地域等と連携を図る中で、昼間、比較的在宅していることが多い民家・事業所・商店（藤沢市商店会連合会での掲出店は除く。）等に協力を依頼するものとする。ただし、この事業は、子どもの一時的緊急避難所をつくるという目的と同時に、地域として犯罪から子ども等を守るという姿勢をアピールすることが犯罪の予防に効果があるため、できるだけ多くの方に協力を依頼する。

2 事務局は、目的に適合する市の施設並びにごみ及び資源等収集車等の車両について、こども110番の表示板掲出者として協力を依頼するものとする。

3 前2項の規定により協力を得るときは、掲出者登録申込書により取り扱うものとする。

(H28. 12. 1一部改正：2項3項追加，文言の整理，R2. 8. 1一部改正：文言の整理)

(掲出者名簿)

第5条 事務局は，掲出者の名簿を整備する。掲出者の同意を得た場合に限り，地区防犯協会，市立小中学校及び交番に当該名簿を提供することができる。

(H28. 12. 1一部改正：文言の整理，R2. 8. 1改正：文言の整理)

(表示板設置場所)

第6条 表示板の設置場所については，表示板掲出者の民家，商店，事業所等及び第4条第2項の施設並びに車両において，人目につくところに掲示するものとする。

(R2. 8. 1改正：文言の整理)

(保護した場合の対応)

第7条 子ども等が一時的緊急避難してきた場合の対応方法については，「こども110番対応マニュアル」により行うこととする。

(H28. 12. 1一部改正：文言の整理)

(保護した場合の届出)

第8条 子ども等が何らかの事件に遭遇し，一時的緊急避難があった場合には，避難状況報告書により事務局に届け出るものとする。

(H28. 12. 1一部改正：文言の整理)

(表示板の破損等)

第9条 表示板の破損，汚損，紛失等が生じた場合は，事務局に連絡し，再交付を受けるものとする。

(R2. 8. 1一部改正：文言の整理)

(掲出取消の届出)

第10条 掲出者は，引っ越しや商店又は事業所の移転等で「こども110番」の掲出を止めるときは，事務局に届け出るものとする。

(R2. 8. 1一部改正：文言の整理)

(協議事項)

第11条 子ども等の事件や表示板掲出者からの疑義，不明な点又はその後の対応方法等に関しては，その都度，藤沢防犯協議会又は藤沢北防犯協議会，藤沢警察署又は藤沢北警察署，及び藤沢市と協議し，対応を図るものとする。

(H28. 12. 1一部改正：文言の整理， R2. 8. 1一部改正：文言の整理)

(様式)

第12条 この要領の規定により必要とする書類（第3条に規定する図案を除く。）の様式は，別に定める。

(H28. 12. 1一部改正：追加， R2. 8. 1一部改正：文言の整理)

附 則

この要領は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成25年4月1日から施行する。

(第2条 市民自治推進課 → 防犯交通安全課)

附 則

この要領は，平成28年12月1日から施行する。

(第4条第2項第3項，第12条追加，文言の整理)

附 則

この要領は，令和2年8月1日から施行する。

(第1条，第2条，第4条，第5条，第6条，第9条，第10条，第11条，第12条文言の整理)

別紙 (第3条)

